

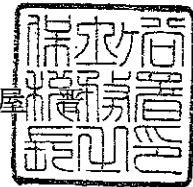
保法469

平成27年10月26日

神奈川県海老名市国分北一丁目26番2号

木村 良一 殿

保土ヶ谷税務署長 名古屋



## 酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

平成27年8月28日付で申請のあった神奈川県横浜市旭区笹野台一丁目81番6 広宣ビル102号室（別紙図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成27年10月26日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

### 記

- 1 販売する酒類の範囲は、輸入酒類に限る。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。